

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案・・・	3
自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び自動車検査員の行政処分について・・・	10

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年9月18日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

25B21号 戸田・川口市福祉輸送タクシー 株式会社

1. 令和7年8月27日
2. 埼玉南部地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を5分に短縮する。

(ア) 普通車 上限運賃

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請に関する事案

道路運送法施行規則第55条及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第11条の2の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 2 事案の件名及びその番号
 - 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
 - 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項
- 令和7年9月18日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案

番号 要請・申請者 事案の概要(1. 要請・申請期間 2. 運賃適用地域名 3. 要請・申請概要)

25B22号 埼玉南部地区 法人タクシー事業者 122者

1. 令和7年6月27日～令和7年9月26日
2. 埼玉南部地区
3. 運賃改定要請の概要
別紙1のとおり

25B23号 特別区・武三地区 法人タクシー事業者 213者

1. 令和7年7月3日～令和7年10月2日
2. 特別区・武三地区
3. 運賃改定要請の概要
別紙2のとおり

25B24号 多摩地区 法人タクシー事業者 47者

1. 令和7年7月3日～令和7年10月2日
2. 多摩地区
3. 運賃改定要請の概要
別紙3のとおり

25B25号 埼玉北部地区 法人タクシー事業者 20者

1. 令和7年7月4日～令和7年10月3日
2. 埼玉北部地区
3. 運賃改定要請(申請)の概要
別紙4のとおり

25B26号 群馬地区(旧群馬県A地区) 法人タクシー事業者 44者

1. 令和7年7月15日～令和7年10月14日
2. 群馬地区(旧群馬県A地区)
3. 運賃改定申請の概要
別紙5のとおり

25B27号 群馬地区(旧群馬県B地区) 法人タクシー事業者 10者

1. 令和7年7月15日～令和7年10月14日
2. 群馬地区(旧群馬県B地区)
3. 運賃改定申請の概要
別紙6のとおり

【埼玉南部地区】

別紙1

1. 要請期間 令和7年6月27日～令和7年9月26日(受付期間:3ヶ月間)

2. 要請状況

要請事業者数		要請事業者の車両数			
		特定大型車	大型車	普通車	計(A)
法人	122 者	11 両	3 両	4,301 両	4,315 両

地区全体の 車両数(B)
4,885 両

要請車両数割合 (A÷B)×100
88.33 %

3. 要請における所要増収率 14.5%～23.6%

4. 要請運賃概要

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初 乗		加 算		時間距離併用制		初 乗		加 算	
		距 離	額	距 離	額	時 間	額	時 間	額	時 間	額
普通車	1	0.836 ～0.888 km	500 円	200 ～210 m	100 円	75 ～80 秒	100 円	30 分	4,310 ～4,400 円	30 分	4,310 ～4,400 円
	2	0.907 ～0.981 km	500 円	191 ～206 m	100 円	70 ～85 秒	100 円	30 分	4,170 ～4,500 円	30 分	4,170 ～4,500 円
	3	0.867 km	600 円	224 m	100 円	85 秒	100 円	30 分	4,400 円	30 分	4,400 円
	4	0.92 km	600 円	216 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	4,400 円	30 分	4,400 円
	5	1.02 km	600 円	200 ～201 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	4,300 円	30 分	4,300 円
	6	1.0 km	700 円	225 m	100 円	85 秒	100 円	30 分	4,410 円	30 分	4,410 円

○参考(現行運賃)

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初 乗		加 算		時間距離併用制		初 乗		加 算	
		距 離	額	距 離	額	秒	額	時 間	額	時 間	額
普通車		1.121 km	500 円	236 m	100 円	85 秒	100 円	30 分	3,650 円	30 分	3,650 円

5. 現行運賃改定

令和5年10月20日公示(令和5年11月20日実施)

1. 要請期間 令和7年7月3日～令和7年10月2日(受付期間:3ヶ月間)

2. 要請状況

要請事業者数		要請事業者の車両数			
		特定大型車	大型車	普通車	計(A)
法人	213 者	3 両	24 両	23,437 両	23,464 両

地区全体の 車両数(B)
27,043 両

要請車両数割合 (A÷B)×100
86.77 %

3. 要請における所要増収率 4.4%～34.1%

4. 要請運賃概要

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初 乗		加 算		時間距離併用制		初 乗		加 算	
		距 離	額	距 離	額	時 間	額	時 間	額	時 間	額
普通車	1	0.54 km	500 円	230 m	100 円	65 秒	100 円	60 分	6,450 円	30 分	2,900 円
	2	0.9 ～0.996 km	500 円	190 ～250 m	100 円	60 ～95 秒	100 円	60 分	5,360 ～6,650 円	30 分	2,450 ～3,050 円
	3	1.0 km	500 円	200 ～230 m	100 円	60 ～95 秒	100 円	60 分	5,900 ～8,450 円	30 分	2,800 ～3,850 円
	4	1.0 km	550 円	205 ～250 m	100 円	85 ～90 秒	100 円	60 分	5,500 ～6,550 円	30 分	2,500 ～3,000 円
	5	0.97 km	600 円	197 m	100 円	70 秒	100 円	60 分	6,950 円	30 分	3,150 円
	6	1.02 ～1.096 km	600 円	203 ～255 m	100 ～120 円	75 ～95 秒	100 ～120 円	60 分	5,360 ～7,600 円	30 分	2,450 ～3,450 円
	7	1.1 ～1.15 km	600 円	215 ～220 m	100 円	80 秒	100 円	60 分	5,150 ～6,350 円	30 分	2,350 ～2,900 円
	8	1.2 km	600 円	217 m	100 円	85 秒	100 円	60 分	6,150 円	30 分	2,800 円

○参考(現行運賃)

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初 乗		加 算		時間距離併用制		初 乗		加 算	
		距 離	額	距 離	額	秒	額	時 間	額	時 間	額
普通車		1.096 km	500 円	255 m	100 円	95 秒	100 円	60 分	5,360 円	30 分	2,450 円

5. 現行運賃改定

令和4年10月11日公示(令和4年11月14日実施)

【多摩地区】

別紙3

1. 要請期間 令和7年7月3日～令和7年10月2日(受付期間:3ヶ月間)

2. 要請状況

要請事業者数		要請事業者の車両数			
		特定大型車	大型車	普通車	計(A)
法人	47 者	15 両	4 両	2,772 両	2,791 両

地区全体の 車両数(B)
2,964 両

要請車両数割合 (A÷B)×100
94.16 %

3. 要請における所要増収率 10.4%～29.6%

4. 要請運賃概要

車種区分		距離制運賃						時間制運賃					
		初 乗		加 算		時間距離併用制		初 乗		加 算			
		距 離	額	距 離	額	時 間	額	時 間	額	時 間	額		
普通車	1	0.9 ～0.96	km	500 円	180 ～201	m	100 円	70 ～85	秒	100 円	30 分	3,700 ～4,150	円
	2	1.0	km	500 円	200	m	100 円	70	秒	100 円	30 分	3,910	円
	3	1.1	km	550 円	198	m	100 円	70	秒	100 円	30 分	3,950	円
	4	0.85	km	600 円	220	m	100 円	80	秒	100 円	30 分	4,050	円
	5	0.975	km	600 円	215	m	100 円	85	秒	100 円	30 分	3,900	円
	6	1.0 ～1.091	km	600 円	190 ～213	m	100 円	60 ～85	秒	100 円	30 分	3,600 ～4,150	円
	7	1.1 ～1.105	km	600 円	200	m	100 円	70 ～80	秒	100 円	30 分	3,940 ～4,150	円
	8	1.2	km	600 円	195 ～197	m	100 円	80	秒	100 円	30 分	3,950	円
	9	1.091	km	630 円	233	m	100 円	85	秒	100 円	30 分	3,430	円
	10	1.02 ～1.091	km	650 円	180 ～233	m	100 円	70 ～85	秒	100 円	30 分	3,430 ～4,350	円
	11	1.0	km	700 円	233	m	100 円	85	秒	100 円	30 分	3,880	円

○参考(現行運賃)

車種区分	距離制運賃						時間制運賃			
	初 乗		加 算		時間距離併用制		初 乗		加 算	
	距 離	額	距 離	額	秒	額	時 間	額	時 間	額
普通車	1.091 km	500 円	233 m	100 円	85 秒	100 円	30 分	3,430 円	30 分	3,430 円

5. 現行運賃改定

令和5年10月20日公示(令和5年11月20日実施)

1. 要請(申請)期間 令和7年7月4日～令和7年10月3日(受付期間:3ヶ月間)

2. 要請(申請)状況

要請(申請)事業者数		要請(申請)事業者の車両数			
		特定大型車	大型車	普通車	計(A)
法人	20 者	5 両	0 両	383 両	388 両

地区全体の 車両数(B)
417 両

要請(申請)車両数割合 (A÷B)×100
93.05 %

3. 要請(申請)における所要増収率 13.4%～20.5%

4. 要請(申請)運賃概要

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初 乗		加 算		時間距離併用制		初 乗		加 算	
		距 離	額	距 離	額	時 間	額	時 間	額	時 間	額
普通車	1	0.87 ～0.896 km	500 円	213 ～232 m	100 円	80 ～85 秒	100 円	30 分	4,080 ～4,340 円	30 分	4,080 ～4,340 円
	2	0.901 ～0.962 km	500 円	212 ～216 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	4,230 ～4,310 円	30 分	4,230 ～4,310 円

○参考(現行運賃)

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初 乗		加 算		時間距離併用制		初 乗		加 算	
		距 離	額	距 離	額	秒	額	時 間	額	時 間	額
普通車		1.031 km	500 円	259 m	100 円	95 秒	100 円	30 分	3,600 円	30 分	3,600 円

5. 現行運賃改定

令和5年10月20日公示(令和5年11月20日実施)

【群馬地区(旧群馬県A地区)】

別紙5

1. 申請期間 令和7年7月15日～令和7年10月14日(受付期間:3ヶ月間)

2. 申請状況

申請事業者数		申請事業者の車両数			
		特定大型車	大型車	普通車	計(A)
法人	44 者	33 両	5 両	1,128 両	1,166 両

地区全体の 車両数(B)
1,220 両

申請車両数割合 (A÷B)×100
95.57 %

3. 申請における所要増収率 11.4%～18.5%

4. 申請運賃概要

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初 乗		加 算		時間距離併用制		初 乗		加 算	
		距 離	額	距 離	額	時 間	額	時 間	額	時 間	額
普通車	1	1.147 km	600 円	226 ～229 m	100 円	85 秒	100 円	30 分	4,270 ～4,300 円	30 分	4,270 ～4,300 円
	2	1.163 km	600 円	227 ～230 m	100 円	85 秒	100 円	30 分	4,230 ～4,260 円	30 分	4,230 ～4,260 円
	3	1.18 km	600 円	231 ～235 m	100 円	85 秒	100 円	30 分	4,160 ～4,200 円	30 分	4,160 ～4,200 円
	4	1.197 km	600 円	235 ～240 m	100 円	90 秒	100 円	30 分	4,080 ～4,120 円	30 分	4,080 ～4,120 円
	5	1.215 km	600 円	238 ～241 m	100 円	90 秒	100 円	30 分	4,040 ～4,080 円	30 分	4,040 ～4,080 円

○参考(現行運賃)

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初 乗		加 算		時間距離併用制		初 乗		加 算	
		距 離	額	距 離	額	秒	額	時 間	額	時 間	額
普通車		1.357 km	600 円	268 m	100 円	100 秒	100 円	30 分	3,630 円	30 分	3,630 円

5. 現行運賃改定

令和5年9月8日公示(令和5年10月10日実施)

【群馬地区(旧群馬県B地区)】

別紙6

1. 申請期間 令和7年7月15日～令和7年10月14日(受付期間:3ヶ月間)

2. 申請状況

申請事業者数		申請事業者の車両数			
		特定大型車	大型車	普通車	計(A)
法人	10 者	34 両	1 両	111 両	146 両

地区全体の 車両数(B)
155 両

申請車両数割合 (A÷B)×100
94.19 %

3. 申請における所要増収率 12.2%～17.0%

4. 申請運賃概要

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初 乗		加 算		時間距離併用制		初 乗		加 算	
		距 離	額	距 離	額	時 間	額	時 間	額	時 間	額
普通車	1	0.831 km	600 円	237 m	100 円	90 秒	100 円	30 分	4,710 円	30 分	4,710 円
	2	1.045 km	600 円	179 ～182 m	100 円	65 ～70 秒	100 円	30 分	4,880 ～4,910 円	30 分	4,880 ～4,910 円
	3	1.06 km	600 円	181 ～184 m	100 円	70 秒	100 円	30 分	4,800 ～4,850 円	30 分	4,800 ～4,850 円

○参考(現行運賃)

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初 乗		加 算		時間距離併用制		初 乗		加 算	
		距 離	額	距 離	額	秒	額	時 間	額	時 間	額
普通車		1.219 km	600 円	210 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	4,200 円	30 分	4,200 円

5. 現行運賃改定

令和5年9月8日公示(令和5年10月10日実施)

公 示

道路運送車両法第93条、同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定に基づき、自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び自動車検査員に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社白石自動車販売
代表取締役 白石 富士雄
埼玉県越谷市北越谷1丁目13番4号

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

株式会社白石自動車販売
埼玉県越谷市北越谷1丁目13番4号
認証番号 第4-3033号
指定番号 関東指第4-897号

3. 処分の内容

(1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和7年9月8日 から
令和7年9月17日 まで 10日間

(2) 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令

停止期間 令和7年9月8日 から
令和7年11月11日 まで 65日間

(3) 自動車検査員の解任命令

解任年月日 令和7年9月8日
教習修了番号 第30202号

4. 処分の理由

道路運送車両法第91条の3、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項、同法第94条の6第1項及び第99条の2の規定違反

令和7年9月5日

関東運輸局長 藤田 礼子